

令和8年度 ミュージカルアート制作業務委託 仕様書

令和8年6月
加須市総合政策部シティプロモーション課

1 件名

令和8年度 ミュールアート制作業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年1月15日まで

ただし、ミュールアート制作期間は令和8年10月21日までとする。

3 履行場所

加須スケートパーク（埼玉県加須市北大桑516番地11）

4 業務の目的

加須スケートパークは、令和元年12月に利用を開始してから、年間5,000人を超える利用者に愛用されている施設である。この加須スケートパークにストリートカルチャーと親和性の高いミュールアートを設置することで、施設の新たな魅力を創出するとともに、地域イメージの向上等を図るものである。

5 対象壁面

場 所 加須スケートパーク（埼玉県加須市北大桑516番地11）

大きさ ①スケートボードエリア内西側壁面

高さ：約1m、幅：約36m

※北側約8mは必須とし、壁内であれば制作範囲に上限は設けない。

②スケートボードエリア外東南側壁面

高さ：約1mから1.1m、幅：約60m

※約10m（位置問わず）は必須とし、壁内であれば制作範囲に上限は設けない。

③その他

※任意で提案することができる。ただし、スケートボードエリア床面とする場合は、制作技法は現地塗装に限る。

素 材 コンクリート

6 業務内容

(1) ミュールアートの制作

目的・制作テーマに基づいて対象壁面にミュールアートを制作する。

ア 制作テーマ

「4 業務の目的」の主旨を踏まえ、設置場所がスケートパークであることから、スケートボードを楽しむ人、スケートボードを含むストリートカルチャー

一に興味がある人に加え、アートを楽しむ人など、加須スケートパークがさまざまな人が集う活気ある魅力的な施設となり、ひいては加須市やスケートパーク周辺地域のイメージが向上するようなテーマを設定すること。

イ 下地処理

制作を開始する前に、壁面の洗浄及び下地処理を行うこと。

ウ 製作技法

現地塗装またはフィルム貼付とする。なお、屋外に常時設置すること、及び複数年同一デザインで掲示していくことを考慮し屋外用の壁画専用塗料等の耐久性のある素材を使用しなければならない。なお、耐候期間は約5年を標準仕様とする。

エ 解説板

制作したミューラルアートの説明等を記載した解説板を作成すること。

オ 安全対策

ミューラルアートを制作するにあたり、スケートボードエリア内及び歩道上で作業する際は、コーンやロープなどを設置し、安全な環境を確保し、事故等が発生しないようにすること。なお、事故等が発生した場合は速やかに発注者へ連絡すること。

カ 制作時間

現地で制作する時間は原則として、午前9時から午後5時までとする。

キ 制作期限

ミューラルアートの制作期限は令和8年10月21日までとする。

(2)制作過程の記録

ミューラルアート制作にあたり、完成後、広報等に活用できるように制作過程の映像をドキュメンタリータッチやタイムラプス等見る人の興味を引く形式で記録・編集する。

(3)制作過程における取り組みの提案

ミューラルアート制作過程において、加須スケートパークの魅力や地域イメージを向上させる取り組み、及び加須スケートパーク利用者や地域住民に親しみや愛着を感じてもらうための取り組みについて提案すること。

7 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4)政治性又は宗教性のあるもの
- (5)社会問題についての主義主張

- (6)個人又は団体の名刺広告
- (7)良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8)児童及び青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9)営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
- (10)第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (11)特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- (12)個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

8 成果品

本業務の成果品は、次に定めるものとし、(2)以外の納品先は、加須市総合政策部シティプロモーション課とする。

- (1)ミューラルアートの完成デザイン画 1部 (A3以上カラー印刷)
- (2)完成デザイン画を対象壁面に制作したミューラルアート 1式
- (3)解説板 2式 (「5 対象壁面」①及び②に各1式)
- (4)解説版作成データ 1式
- (5)アーティストの紹介 1部 (A4以上カラー印刷)
- (6)現地完成写真 1式 (「5 対象壁面」①及び②ごとに全景・詳細各1枚)
- (7)制作過程の記録・編集データ 1式
- (8)その他参考資料 1式
- (9)上記を収めた電子データ 1式

9 成果品の取扱い

本業務において、「8 成果品」の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1)著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。
- (2)「(2) 完成デザイン画を対象壁面に制作したミューラルアート」は、将来的に劣化した場合は撤去が想定されるため、受注者は掲載期間満了日を制定せず、市が独自で撤去等を行う旨の了承を制作するアーティストに得なければならない。

10 掲出期間

ミューラルアートの掲出期間は、5年を基本とし、撤去等の判断については、市が現地状況や社会情勢等を踏まえ判断するものとする。この他、制作物の維持管理、修復（落書き等による汚損も含む）についても、市が現地状況等を踏まえ判断し、実施するものとする。

11 その他

- (1)受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むこと。なお、下地補修等、制作に関連

して発生する作業については、原則として受託者が負担するものとする。

- (2) プロポーザル時の提出物はいくまで提案物であるため、実際のミューラルアートのデザインについては、受注者は市と十分協議のうえ、決定する。
- (3) 受注者は、関連法令等の内容も踏まえた上で、市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、市と受注者が十分な協議の上で対応すること。
- (5) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、市と受注者により協議の上、仕様を変更することができる。